

アウグスティヌスの戦争理解： 神の平和と人間的葛藤のはざままで

藤 原 淳 賀

序

I. アウグスティヌスとその時代

正当な戦争論展開の背景

II. アウグスティヌスの戦争理解

A. 『神の国』の執筆目的と構成

1. 執筆目的

2. 構成

B. 神の国と地の国

1. 二つの国の起源（11-14巻）

a. 戦争の起源としての高慢

b. 高慢→悪しき意志→神への不従順

2. 二つの国の経過（15-18巻）

戦争の目的としての平和

3. 二つの国の終局（19-22巻）

a. 地の国の平和と神の国の平和

b. 平和概念の三層構造

C. 正当な戦争：敵対者の不正義への対応

D. 正当防衛（「自由意志論」）

E. 正当防衛と正しい戦争（「マニ教徒ファウストゥスへの反論」「ヘプタテウコス問題集」）

1. ファウストゥス

2. 戦争の悪

3. 正当な戦争の要件

4. まとめ

F. 軍役は神に認められ得る（「マニ教徒ファウストゥスへの反論」「ボニファティウス伯への手紙」）

G. 戦争における愛「マルケリヌスへの手紙」

H. 秩序としての地の平和

I. シャロームと秩序の静穏

結論

序

戦後日本のキリスト教界では、今日に至るまで絶対平和主義を支持する立場が多数を占めている。しかしキリスト教の2000年の歴史における戦争理解を踏まえた上で、今日の日本のキリスト教会がどのような立場を取るべきかについて論じている人は多くない。こうした現状の背景にあるのは、ナイーブな平和主義と呼ぶことができる。

「戦争は悪いものだから」、「かつて日本は侵略戦争を行ったから軍隊を持つべきでない」、「軍備を拡張すると隣国を刺激するから軍拡はすべきでない」といったナイーブな声が聞かれる。これはキリスト教会に限ったことではなく、戦後日本の大勢を占めていた。ここでいう「ナイーブな平和主義」とは、現実に関わり得る危険への対応をすることなく、自らの理想の実現を願う願望的態度を意味している。

初めて国際戦争で敗戦を経験し、しかも非常に大きな犠牲を出した日本は、もう二度と戦争をしたくないと痛感した。二度と戦争をしてはならない。これは切実な日本の声であり、今でも変わることはない、そして変わるべきでない大切な姿勢である。私も、戦争の時代を生きた祖父母、両親から聞いてきた戦争の悲惨さの話が脳裏に焼き付いている。

ただ、ナイーブな平和主義に立つ人々は、「もし隣国が軍事侵攻をしてきたら？」と問われても正面から答えようとしない。「話し合いで解決すべき」と、抽象的な「べき論」によってぬる^{かわ}っと躲す。「それでも、もし仮に攻められたら日本をどうやって守るのか？」という問いにも、「だからそうならないように外交を行う」と、これまた正面からは答えず、躲^{かわ}そうとする。このようなナイーブさと、躲す身のこなしが日本の多くの平和主義者の特徴であるように見受けられる。問題を正面から受け止めて、現実の状況に対して責任を持って対応しようとしない。「最悪の事態は起こらない」と信じ込み、起こり得る悲惨な状況への具体的な準備を怠っている。私は、20代から30代にかけて英米に9年にわたる海外留学をした。その中で気付いたのであるが、彼らは具体的に準

備をし、対応する。それは私にとってむしろ新鮮であった。戦後の日本人はこのような「ぬるっと躲す」責任回避の身のこなしを身に付けてしまったように感じる。そして自分で責任を取ろうとしない。このような無責任な態度は再考される必要があるだろう。

一方、一部のキリスト教絶対平和主義者の「十戒は、『汝殺すなかれ』と教えている」、「イエス様は暴力を振るうことなく自ら十字架にかけられる道を選ばれた。それがキリスト者の規範である」といった議論は決してナイーブなものではない。それは現実的な平和主義である。このような立場に立つ絶対平和主義は、歴史上多くはなかったが、殉教者を生み出してきた。それは「自分の血を流してでも、他者の血を流さない」という態度であり、真正な信仰者の態度である。私は既にこれらの主張を深く受け止め論じてきた。ここで重要なのは、この種のキリスト教的絶対平和主義者たちは「自分（たち）の血が流れる」ことを覚悟しているということである。それは「憲法9条を保持していれば、攻められることもなく、誰の血も流れない」というナイーブな希望的願望ではない。「残念ながら敵が攻めてくることがある。しかし自らの血を流しても、人の血を流さず、キリストに従う。」このような覚悟を持ったキリスト教絶対平和主義は本物である。

ただこれはキリスト者個人として、あるいは少数のキリスト教会の生き方としてのみ成り立つ崇高な立場である。国家の社会倫理とすることはできない。例えばギリシアのようにキリスト教人口が80%を超えるいわゆる「キリスト教国」であっても、このような選択を取ることはない。¹ 事実、教会であってもその大半はこのような選択を行うことはなかった。本稿では、このような問題意識を持ってアウグスティヌス（Aurelius Augustinus, 354-430）の戦争理解

1 例えばギリシアのキリスト教人口は80%を超える。Pew Research Center, "Religious Belief and National Belonging in Central and Eastern Europe," May 10, 2017.
<https://www.pewresearch.org/religion/2017/05/10/religious-belief-and-national-belonging-in-central-and-eastern-europe/>
U.S. Department of State, "2023 Report on International Religious Freedom: Greece."
<https://www.state.gov/reports/2023-report-on-international-religious-freedom/greece/>

を論じていく。結論を先取りすると、アウグスティヌスは、西ローマ帝国が崩壊に向かう困難な時代に、戦争を積極的に肯定したのではなく、戦争の悲劇性を深く理解しながら、秩序維持のための相対的善としての戦争を認めたのである。

2000年にわたるキリスト教の歴史において、主流を形成してきたのは正戦論であった。正教会においても、カトリック教会においても、プロテスタント教会においてもそうであった。アメリカの福音派の多く（約8割）が湾岸戦争（1990-1）を支持したことを覚えている人も多いことだろう。私は当時アメリカにいたのでその雰囲気を覚えている。またロシア正教会がウクライナ軍事侵攻（2022-）を公式に支持したことも記憶に新しい。² カトリック教会も、20世紀半ばの第2バチカン公会議（1962-5）までは、正戦論の立場を取っていた。³

2 Cf. 藤原淳賀「ロシア正教会はなぜ大統領を批判できないのか」『カトリック神学会誌』第34号（2023.8.）、pp. 22-43。

3 第2バチカン公会議（1962-5）以降のカトリック教会は、「科学兵器の進歩により」全面戦争が「正当防衛の範囲をはるかに越える途方もない無差別破壊をもたらす」として「まったく新しい発想のもとに戦争問題を吟味」しなければならないとした。そして「都市全体または広い地域をその住民とともに無差別に破壊するための戦争行為はすべて、神と人間自身に対する犯罪であり、ためらうことなく断固として断罪されなければならない」とした。第2バチカン公会議『現代世界憲章』カトリック中央協議会訳（カトリック中央協議会、2014年）、pp. 94-98。同文書の注166も参照せよ。『現代世界憲章』、p. 118。「原子力の時代において、戦争が侵害された権利回復の手段になるとはまったく考えられない」（ヨハネ23世回勅『パーチェム・イン・テリス（*Pacem in terris*: AAS 55 1963, p. 291）（1963.4.11）』）。

しかしカトリック教会の立場は、現在においても絶対平和主義（pacifism）ではない。たとえば上記『現代世界憲章』には次のように記されている。「祖国への奉仕に専念して戦線に従事している者は、自分が諸国民の安全と自由のための奉仕者であると考えべきである。この任務に正しく従事している間、彼らは真に平和の確立に寄与している。」『現代世界憲章』、p. 94。したがって、現在のカトリック教会の立場は、第2バチカン公会議を期に、絶対平和主義（pacifism）ではないが、極限まで戦争を否定する平和優先主義（pacifism）へと舵を切ったといつてよい。

以下も参照せよ。教皇ヨハネ二十三世『回章「パーチェム・イン・テリス」地上の平和』岳野慶作訳（中央出版社、1979）、pp. 49-52。

絶対平和主義は、今日に至るまで、2000年のキリスト教会の中で少数派の立場である。

20世紀には2つの世界大戦が起こり、禁じられていた民間人への無差別攻撃も世界各地で何度も行われ、ついには民間人の上に原子爆弾が落とされた。戦後、世界は平和を希求した。今後は武力による現状変更を行うことはないと広く考えられてきた。戦勝国である連合国（the United Nations）が、その枠組を発展させて国際連合（the United Nations）を作った。連合国から拒否権を持つ常任理事国が定められた（アメリカ、イギリス、フランス、ソ連、中華民国）。彼らが世界の平和と秩序を維持していくことが期待されていた。敗戦国である日本は平和憲法（公布1946.11.3、施行1947.5.3）を受け取り堅持している。

しかし隣国ロシアがウクライナへの軍事侵攻を起こした（2022.2.24-）。武力による現状変更が起こっている。日本の隣には、そのロシアに加えてさらに2つの核保有独裁国家がある。日本国憲法ができたとき、これら2つの独裁国家は強大ではなく、核兵器も保有していなかった。当時からは明らかに状況が変化してきている。日本国憲法前文には「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」とある。⁴ 残念ながら、現在においては「諸国民の公正と信義」を信頼することは困難になってきている。しかしこのような状況の中でも戦争を起こさず平和を作っていく必要がある。そのために（希望的に平和を願うことに加えて）何をすべきかを考え具体的に対応していく必要がある。

キリスト教の戦争に対する態度の大多数を占めてきたのは正戦論である。これは、ナイーブな理想主義ではなく、罪の世界の現実に対応する中で生まれてきた。アウグスティヌスがキリスト教正戦論の基礎を築いたことはよく知られている。しかし日本においてアウグスティヌスの戦争理解を論じた研究は多く

https://toguchi.lsv.jp/catholic/social-doctrine/Pacem-in-terris_jp.pdf

4 日本国憲法 前文。下線は筆者による。

ない。⁵本稿は、アウグスティヌスの戦争理解を提示することを目的としている。

本稿が明らかにすることは以下の二点である。(1) アウグスティヌスが正当な戦争について論じることになった時代的背景。(2) アウグスティヌスの戦争理解。そしてアウグスティヌスの思想が現代社会にどのように貢献しうるのかを考察する。

I. アウグスティヌスとその時代

初期のキリスト教会は「平和主義」という明確な立場を取ってはいなかったものの、イエス・キリストの教えに従うとき、人を殺すことはできないと考えていた。「汝の敵を愛せよ」、「剣を取るものは剣によって滅びる」⁶といった教えから、平和主義的傾向が強かった。軍隊の治安維持機能は認められていたが、戦争での殺人は忌避されていた。ローランド・H・バイントン (Roland H.

5 ハンス ユーゲン・マルクス「正しい戦争はあるか—歴史の答え」『南山神学』27号 (2004)、pp. 1-43。マルクスによるアウグスティヌス評価は、概して妥当である。マルクスは、アウグスティヌスを、初期キリスト教にしばしば見られる「絶対的平和主義（非暴力主義）」の立場から一歩踏み出し、現実の国家統治および社会秩序の維持という文脈の中にキリスト教倫理を位置づけ直した思想家として捉えている。しかしこの転換は、戦争を無条件に肯定する方向への逸脱を意味するものではなく、アウグスティヌスが戦争に対して厳格な制約を課した思想家であったことを指摘している。マルクスは、アウグスティヌス思想のこの二重性——理想と現実、愛と権力のあいだの緊張——を的確に捉えている。宗岡広之、「正戦論の起源—世界政治における強さと優しさ—」博士論文、慶應義塾大学大学院法学研究科 (2018)。宗岡は、アウグスティヌスは単に正戦論の父として見るのではなく、理想と現実の緊張関係の中で苦悩した思想家として見るべきであり、後世における正戦論の体系化によって、アウグスティヌスが保持していたニュアンス（悲劇性や謙虚さ）が失われてしまったと見ている (pp. 15、20-21)。この見解は適切である。

6 マタイ 5:44「しかし、私は言っておく。敵を愛し、迫害する者のために祈りなさい。」聖書の引用は聖書協会共同訳を用いている。以下も同様。ルカ 6:27「しかし、聞いているあなたがたに言っておく。敵を愛し、あなたがたを憎む者に親切にきなさい。」マタイ 26:52「そこで、イエスは言われた。『剣を鞘に納めなさい。剣を取る者は皆、剣で滅びる。』」

Bainton, 1894-1984) によると、数を正確に算出することはできないが、「西暦170-180年頃までは証拠が乏しいが、それ以降、キリスト教徒兵士への言及は増加」しているという。東方教会の方が戦争参加に対する反感は強く、東方では紀元250年頃まで、キリスト者の間では軍務の忌避が唱えられていたという。一方、「2-3世紀後半のローマ教会は、墓碑銘の記録を見る限り軍務を禁じてはいなかった」とされる。⁷

アウグスティヌスの戦争理解は、キリスト教思想における戦争観において転換点となった重要な思想である。そしてその「正当な戦争」という考え方は、彼以降、特にトマス・アクィナスによって体系化され、キリスト教世界の主流的考えとなった。戦争は常に人類と共にあった現実であり、キリスト教会は、特に4世紀にローマ帝国の公定教会となってからは、その現実に関心を持って対応しなければならなかったからである。日本のキリスト教会において多数を占める絶対平和主義は、2000年のキリスト教史全体から見れば少数派であった。

ただ、多数派が正しいというわけではない。キリスト教会はこのことをよく理解している。イエス・キリストはユダヤ教指導者とローマ帝国の統治者によって、民衆の声を背景に、有罪判決を受け、十字架につけられた。多数決で真理を決定することはできない。

どのような立場を取るにせよ、アウグスティヌスの戦争理解は、キリスト教社会倫理を考えるうえで押さえておかなければならない重要なマイルストーンである。

正当な戦争論展開の背景

アウグスティヌスはローマ帝国の激動の時代に生きていた。4世紀初頭には

7 Roland H. Bainton, *Christian Attitudes Toward War and Peace: A Historical Survey and Critical Re-evaluation*, (Nashville, TN: Abingdon Press, 1960), p. 71-2. 聖書によると、最初の異邦人クリスチャンはイタリア大隊、百人隊長のホルネリウスであり、回心時には軍役それ自体は特に問題とされていなかった。使徒10章。

ディオクレティアヌス帝によるキリスト教への厳しい弾圧が起こった（303年）。その10年後、コンスタンティヌス帝がミラノ勅令（313年）によってキリスト教を他の宗教とともに公認する。4世紀終わりにはテオドシウス帝がキリスト教を国教とし（380年）、392年にはキリスト教を唯一の公定宗教とするに至る。

4世紀後半からはゲルマン人の侵略が激化していた。410年には「永遠の都」と呼ばれたローマが、西ゴート族（アラリック王）によって略奪された。これは30年前には想像もできなかった驚くべき出来事であった。

ローマの異教徒たちはキリスト教を批判した。ローマの伝統的な神々を捨ててキリスト教へと向かったために、神々のご加護を失ったのだと主張した。この略奪をキリスト教のせいにしてしようとする声は激しく、鋭く、そして大きく響き渡り、キリスト教の神を冒瀆し始めた。「彼らの冒瀆と誤謬に対抗するために」アウグスティヌスは『神の国』の執筆を決心したのである。⁸

また教会は、異教徒の声に対してだけでなく、国防に関するキリスト者の問いにも答える必要があった。「キリスト教徒は戦争に参加できるのか?」「国家による武力行使は罪ではないのか?」

ゲルマン諸族の侵略は続き、476年にはついに西ローマ帝国が崩壊する。アウグスティヌスの晩年はその崩壊の序曲と共にあった。ヴァンダル族は南下し、429年にイベリア半島から北アフリカへ移動した。北アフリカはローマ帝国の穀倉地帯であり、ここを失うことはローマにとって致命的であった。430年ヴァンダル族はアウグスティヌスがいたヒッポ・レギウスを包囲し、それは14ヶ月にも及んだ。その包囲の中、アウグスティヌスは8月28日に息を引き取る。彼はヒッポ陥落（431年）を見ることはなかった。このような極限状況の中で、アウグスティヌスは戦争について考えていたのである。それは机上の空論ではなく、既に起こったローマの略奪、現実的な帝国の崩壊、自らの司牧地の包囲と陥落を見据えながらなされたものであった。決してナイーブな理想論

8 Saint Augustine, *The Retractions*, trans. Sister Mary Inez Bogan, (Washington D.C.: The Catholic University of America Press, 1968), p. 209.

ではない。⁹

II. アウグスティヌスの戦争理解

アウグスティヌスが、キリスト教の歴史の中で最初に戦争と平和について論じたというわけではない。また彼は、正戦論について体系的にまとめているわけでもない。彼の戦争理解は『神の国』と『書簡』に断片的に扱われているに過ぎない。本稿の題目を「アウグスティヌスの正戦論」ではなく「アウグスティヌスの戦争理解」とした所以である。しかしアウグスティヌスは、キリスト教的に戦争について最初に深く考察し、その基礎を築いた思想家である。

アウグスティヌスは、戦争を非常に悲惨なものと考えた。確かに正当と認められる戦争もあるが、そこには愛がなければならない、欲望 (*libido*) によるものであってはならないと考えた。アウグスティヌスは、正当防衛すらも認めていない。そこに自己保存という思いがあるなら、欲望によるものとして退けている。アウグスティヌスは、戦争を積極的に認めることは決してなかった。しかし戦争の現実に対応しなければならないと考えた。

A. 『神の国』の執筆目的と構成

1. 執筆目的

フラヴィウス・マルケリヌス (Flavius Marcellinus, d. 413) は西ローマ帝国の政治家、軍人である。彼は、アウグスティヌスの友人であり、キリスト者であった。彼は、アウグスティヌスと神学的対話も行っており、皇帝ホノリウスの宮廷における高官 (論告官兼書記官 [*tribunus et notarius*]) であった。¹⁰ 410

9 413年、『神の国』執筆開始。426年頃、『神の国』完成。429年、ヴァンダル族が、イベリア半島からローマ帝国領北アフリカへの大規模な侵攻を開始。430年、ヴァンダル族がアウグスティヌスの司教座であるヒッポ・レギウスに到達。5月 (または6月) 頃から包囲戦。430年8月、アウグスティヌス死去。ヒッポが包囲されてから約3ヶ月後の8月28日、敵軍が城壁のすぐ外に迫る状況下で死去 (75歳)。

10 Johann Peter Kirsch, "Flavius Marcellinus," in *The Catholic Encyclopedia: An*

年の「ローマ略奪」を受け、異教徒たちが「キリスト教のせいでローマが減びる」と非難した際、マルケリヌスはその反論をアウグスティヌスに依頼した。それが『神の国』という大作になったのである。

『神の国』第1巻の序でアウグスティヌスは以下のように同書の執筆目的を記している。

栄光に満ち溢れる神の国は、この移り行く時の中にあっては「信仰によって生きながら」、不信の子らの間に寄留しているが、かしこにあっては、揺るぎない永遠の座にかたく立っているのである。神の国はこの永遠の座を、いま「忍耐して、待ち望んでいる」。しかしそれは「正義が裁きに変えられるまで」であり、続いて与えられる最後の勝利とまったき平和との中に完全に受け継ぐであろう時までである。愛する子、マルケリヌスよ、わたしはいま着手するこの書物の中でこの神の国〔の二つの姿〕について論じ、その建設者よりも自分たちの神々のほうを選び取る者たちに対抗して、これを弁護することを企てた。¹¹

2. 構成

1巻から10巻までの10巻は、異教徒のキリスト教批判への反論を記している。そのうち1巻から5巻までは、現世的なことがらについて、ローマの神々がいかに役立たないかを記している。ローマが守られてきたのはこの神々のおかげであるという主張に対して、過去の災害や道徳的問題をあげて反駁している。

6巻から10巻までは、死後のことがらのために、ローマの神々を拝まなければならないとの主張に対しての批判を記している。魂の救済についての哲学者たちの主張を論じ、キリストによる救済のみが真の幸福へと導くと論じている。

International Work of Reference on the Constitution, Doctrine, Discipline, and History of the Catholic Church, ed. Charles G. Herbermann et al. (New York: The Encyclopedia Press; The Universal Knowledge Foundation, 1907-1913).

11 アウグスティヌス『神の国（上）』金子晴勇ほか訳（教文館、2014）、p. 31（1巻序）。

11巻から22巻までの後半12巻では、この「神の国」と「地の国」という2つの国について論じている。アウグスティヌスは「これら二つの国は、この過ぎ行く世にあってはいわば絡み合い、相互に混じり合っている」とする。それは1巻において語られ、「経過」の終わりである18巻の末尾においても語られている。¹² アウグスティヌスは、その教会論においても、地上における教会（見える教会）には「羊（正しい信者）」と「山羊（偽りの信者）」、あるいは「麦」と「毒麦」が終わりの日まで混在している（*corpus permixtum*）と考えていた。¹³ 彼はこのように現実的な理解をしていた。

B. 神の国と地の国

アウグスティヌスは、「神の国（*civitas Dei*）」と「地の国（*civitas terrena*）」について論じている。この2つの国にはラテン語の表記について違いが認められる。「神の国」には名詞の属格（*Dei*）が使われている。それは、神によって創設され、神を王とし、神に属している共同体を表している。神の国は、人間が作り出したものではなく、神の選びと恩寵によって成立している。神の国の市民たちのアイデンティティは、彼ら自身の中にはなく、「神のもの」であるという神との関係性の中にある。

一方、地の国（*civitas terrena*）は、「地」という名詞の属格（*civitas terrae*）ではなく、あえて形容詞形の*terrena*が用いられている。それは「地上に属する性質を持った国」、すなわち「地的な国」であることを表している。地の国を*civitas terrae*（属格）としてしまうと、地が創設した国、地が所有する国となり、あたかも「地」という王や神が存在するかのようなニュアンスになってしまう。

12 「わたしたちはこれまで、二つの国、すなわち天の国と地の国とが混ざりあいながら、初めから終わりに至るまでこの世でどのような歩みをしてきたか、十分と思われる限り、論じ示していた。」アウグスティヌス『神の国（下）』泉治典ほか訳（教文館、2014）、p. 322（18巻54章）。

13 アウグスティヌスのこの思想は様々な箇所で見られる。例えば以下を参照せよ。アウグスティヌス『神の国（下）』、p. 311（18巻49章）。

地の国は、「地」が支配者なのではなく、構成員たちの愛の方向性が地的、自己愛 (*amor sui*) 的であることを表している。地の国は、神を軽んじるほどの自己愛によって形成されている。つまり、この国は「地」に属しているというよりも、その性質が地的（世俗的、現世的）なのである。神の永遠性に対して、地の国は移ろいやすく、滅びゆく「地上の性質」を帯びた人々の集まりを指すといってよい。

1. 二つの国の起源 (11-14巻)

アウグスティヌスはこの後半の12巻（11巻から22巻）で、¹⁴ 神の国と地の国の「起源」、「経過」、そして「定められた終局」について記している。¹⁵ 最初の四巻では、神の国と地の国の起源 (*exortus*) が扱われ、次の四巻ではそれらの歴史的展開 (*excursus* [*procursus*]) が論じられ、さらに最後の四巻ではそれらの帰結としての終末 (*debiti fines*) が考察される。全体としては神の国と地の国の双方が論じられているが、書名には、より優越的な存在である「神の国」が採用されている。¹⁶

アウグスティヌスは始めに神の国と地の国の「起源」を扱う。¹⁷ これら2つの国の区別は、天使たちの従順と不従順、アダムとエバの堕落によって生じた。¹⁸ 神の愛と神への愛が神の国とその実現を求め、自己愛と肉に従う思いが地の国を求める。そして「神の国」を証しするのは聖書である。神の国は、人間の思いによってできたのではなく神の摂理の導きの下に成ったのであり、神の国が存在することをわたしたちは聖書から学び知った。そして神の愛によっ

14 「確かに」、最後の審判が分けるまでは、これら二つの国は、この世にあっては互いに絡み合い、混合しているのである。」アウグスティヌス『神の国 (上)』、p. 79 (1巻35章)。

15 アウグスティヌス『神の国 (上)』、pp. 536、746 [注] (11巻1章)。下線は原文では強調点。

16 『神の国』の構成については以下の『再考録』を参照せよ。Augustine, *The Retractions*, pp. 209-214. “Chapter 69, Twenty-Two Books on the City of God.”

17 アウグスティヌス『神の国 (上)』、p. 536 (11巻1章)。下線は原文では強調点。

18 同書、p. 535 (11巻1章)、p. 625 (第12巻28章)。

てその神の国の市民となることをキリスト者は求めているという。

わたしたちは、その国の創始者がわたしたちに吹き込んだ愛によって、その国の市民となることを熱望している。ところが、地の国の市民たちは、この聖なる国の創始者を選ぶかわりに、自分たちの神々を選んでいる。¹⁹

神の国は、霊に従って生きる人々が属しており、地の国は肉に従って生きる人々が属していると論じている。

したがって、すでに述べたように、この事実から二つの相違し相反する国が起こったのである。一方は肉に従って生きる人々であり、他方は霊に従って生きる人々である。その意味で前者は人間に従って生きる人々と呼ばれ、後者は神に従って生きる人々と呼ばれうる。²⁰

第14巻28章では神の国と地の国の特徴について詳しく説明している。

それゆえ、二つの愛が二つの国を造ったのである。すなわち、神を軽蔑するに至る自己愛が地的な国を造り、他方、自分を軽蔑するに至る神への愛が天的な国を造ったのである。要するに、前者は自分を誇り、後者は主を誇る。なぜなら、前者は人間からの栄光を求めるが、後者にとっては神が良心の証人であり最大の栄光だからである。前者は自分を栄光としてそのこうべを高くし、後者は神に向かって「わたしの栄光よ、わたしのこうべを高くするかたよ」と言う。前者においてはその君主たちにせよ、それに服従する諸国民にせよ、支配欲によって支配されるが、後者においては人々は互いに愛において仕え、統治者は命令を下し、被統治者はそれを守る。前者は自分の権能の中にある自分の力を愛するが、後者はその神に向かって、「わが力なる主よ、わたしはあなたを愛そう」と言う。

それゆえ、前者においてはその賢者たちは人間に従って生き、身体や靈魂の、あるいはその両方の善を追い求める。彼らは神を知っても「神としてあがめず、感謝せず、かえってその思いは空しくなり、その無知な心は暗くなった。彼らは自ら知者と称しながら——（すなわち、彼らは高慢が支配した

19 同書、p. 535（11巻1章）。

20 アウグスティヌス『神の国（下）』、p. 32（14巻4章）。

ために、知恵において自分を高くしたのである)——愚かになり、不朽の神の栄光を変えて、これを朽ちる人間や鳥や獣や這うものの像に似せたのである——(彼らはこのような偶像崇拜に人々を導く者、あるいは導かれる者となった)——。そして彼らは創造者の代わりに被造物を拝み、これに仕えたのである。創造者こそ永遠にほむべき者である」。しかし後者においては、人間の知恵とは、真の神を正しく拝する敬虔以外のものではない。この敬虔は、「神がすべてにおいてすべてであるように」、人間のみでなく天使をも含む聖徒たちの社会における褒美を待ち望んでいるのである。²¹

a. 戦争の起源としての高慢

アウグスティヌスは、「高慢/傲慢 (*superbia*)」があらゆる罪と悪の起源であると考えている。戦争が大いなる悪であることはいうまでもない。アウグスティヌスは、悪しき意志の直接的原因というものは無く、悪しき意志は、善なる意志からの離反であると考えている。悪しき意志は、神によって作られたにも関わらず、自らを拠る所とし、神よりも自らを選び取った「高慢」の故であるという。12巻6章では以下のように記している。

彼らは彼らの力であるかたに目をとめることを拒んだ。彼らがもし、最高に存在するかたに寄りすがったならば、彼らはより大きな存在を得たであろう。しかし彼らはそのかたよりも自分自身を選び、したがってより小さな存在を選んだのである。これが自然本性の最初の墮落、最初の欠乏、最初の欠陥である。²²

b. 高慢→悪しき意志→神への不従順

14巻13章では悪しき意志についてより明確に記している。罪としての神への不従順が起こる前に、悪しき意志がある。神によって作られたものとしての善なる意志から離れるという悪しき意志の始まりが高慢である。そしてこの高慢こそがあらゆる悪の始まりなのである。

21 アウグスティヌス『神の国 (下)』、p. 72 (14巻28章)。『真の宗教について』(De vera religione) 25章も参照せよ。

22 アウグスティヌス『神の国 (上)』、p. 592 (12巻6章)。

最初の人間たちがあらわな不従順に陥る前に、すでに隠れた所で彼らの悪は始まっていた。すなわち、悪い意志が先行しなければ、彼らが悪い行いに至ることはないのである。ところで、悪い意志の始まりは高慢以外の何であるだろうか。実際、「すべての罪の始まりは高慢である」〔ベン・シラ10・15〕といわれている。その高慢とは、転倒した仕方でも高くなるのを求める以外の何であろうか。転倒した仕方でも高くなるとは、霊魂が寄りすがるべきものを捨てて、いわば自分が始源となり、始源であるということである。(中略)それは霊魂が自分を大いに楽しませる時に起こる。そして自分をそのように楽しませるのは、霊魂が自分を楽しませるのにまさって楽しむべき不変の善から離反する時に起こる。しかしその離反は自発的である。²³

人が神から離れ、自分自身を中心とし、土台とし、神から離れていく始まりである高慢があらゆる悪の始まりであるとアウグスティヌスは見ている。

2. 二つの国の経過 (15-18巻)

ここでは、カイン（地の国の象徴）とアベル（神の国の象徴）から始まり、聖書の中の歴史と地上の帝国（アッシリアやローマなど）の歴史を並行して描いている。そして、両者がこの世で混じり合って進む様子を記している。アウグスティヌスは、現実の歴史の中で神の国と地の国は、最終的終末に至るまで、混じり合って進むと捉えている。

15巻4章においては、地の国の性質が論じられている。地の国も平和を求める。地の国は、自分たちが望む平和（地上の平和）、自分たちが望む秩序を勝ち取るために戦う。彼らが望む平和とは、自らの意志を他者に受け入れさせ、自らが他者の征服者となることである。アウグスティヌスはそれを「死に瀕した勝利」と呼ぶ。そして彼らが高慢になる時それはさらに大きな悪となる。

けれども、地上の国は永久に続くことはないであろう（なぜなら、最後の罰が宣告される時、それはもはや国ではなくなってしまうからである）。この国

23 アウグスティヌス『神の国（下）』、p. 51（14巻13章）。〔 〕は筆者による。

は〔求める〕善を地上に持ち、その分け前に与ることを喜んでいる。しかしその喜びは、それらの事物が与えうるものに優るものではない。しかもその善は、それを愛する人々に何らの欠乏も生じさせないようなものではないから、この国は通常、内部分裂を起こし、喧嘩や戦争や闘争によって死をもたらす勝利、あるいはまさに、死に瀕した勝利を追い求めるのである。なぜなら、この国のどの部分が他の部分と争って台頭するにしても、それ自身は悪徳の捕虜でありながら、諸民族の征服者となることを求めているからである。もしそれが勝利を得て賞讃され、ますます高慢になるなら、その勝利は死をもたらすのである。しかしまたその境遇や、例外なくおとずれる不慮の災難に思いをめぐらして、身に起こった幸運に有頂天になることなく、むしろ起こりうる不運に思い悩むならば、その勝利はまさに死に瀕している。というのは、征服して統合した諸民族を、いつまでも支配し続けることはできないからである。²⁴

戦争の目的としての平和

ただしアウグスティヌスは、地の国が求めているある種の地上的平和を評価している。悪しき者が征服者となって自らの統治を傲慢に推し進める時それは悲劇になる。しかし、彼らがそれほど悪くないときに起こる秩序にはある程度の善があるという。

しかしながら、この国の民がそれほど悪くない時には、この国の欲するものが善でないと言うのは正しくない。なぜなら、この国は最下級の事物を得るためとはいえ、一種の地上的平和を欲しており、戦争によってそれにいたることを望んでいるからである。もし勝利を収め、敵対するものがそれ以上なければ平和が来る。この国の諸部分が互いに対立し、相共に享有できない物を求めてその不幸な欠乏のために争っていた時にはこの平和はなかった。苦難に満ちた戦争が追い求めるのはこの平和であり、これに達するのは栄光に満ちているとみなされる勝利である。

24 同書、pp. 77-78 (15巻4-5章)。

ところで、より義しい理由から戦ったものが勝利を収める時、その勝利が祝福されるべきものであり、かつ望ましい平和が訪れたということをだれが疑うであろう。これらは善であり、明らかに神の賜物である。けれども、上なる国——そこでは勝利は永遠かつ最高の平和の中に確立される——に属するよりすぐれたものが無視されて、地上の善のみが追求され、人々が存在するものはただ地上的な善だけであると信じたり、あるいはそれが、よりすぐれたものと信じられる天上の善よりも愛せられるならば、そこには必ず悲惨が結果し、またすでにあった悲惨も増大するのである。

第五章

さて、地上の国を最初に建てた者はその兄弟を殺した。彼は、永遠の国の市民であり、地上では寄留者である自分の弟を、嫉妬に負けて殺したのである。それゆえずっと後になって、わたしたちの話しているこの地上の国のかしらとなり、多数の民族を支配するにいたる国が建てられるとき、この最初の規範、あるいはギリシア人の呼ぶところでは原型に、その種の似像が対応したとしても不思議ではない。²⁵

たとえ戦争によってであったとしても、彼らは平和を求めているのであり、秩序がもたらされるのであれば、相対的なものではあるが（したがって神の最高善ではないが）、その相対性を理解している限りにおいて、アウグスティヌスはそれは「善」であり、「神の賜物」でさえあると語っている。この相対的善の現実的認識がアウグスティヌスの思想の特徴である。

ただし勝利が高慢と結びつくならそれは死をもたらすという。この死は、霊的死、国の腐敗、正義なき支配、自己愛（*amor sui*）に根ざした欲望（*libido dominandi*）を意味している。アウグスティヌスはローマ帝国の拡張や戦争の背後にある動機をこの支配欲に見ている。それは「秩序のための権威行使」ではなく、自己の栄光のために他者を従属させようとする欲望である。

25 同書、pp. 78-9（15巻4-5章）。

3. 二つの国の終局（19-22巻）

ここでは、2つの国が最終的に到達する結末、最後の審判と永遠の休息について論じている。19巻では、両者が求める「平和」の違いについて、20-22巻では、最後の審判と、最終的な二つの国の行き先（永遠の刑罰と永遠の祝福）について論じている。

a. 地の国の平和と神の国の平和

アウグスティヌスは、19巻12章においても、すべての人は平和を求めていると記述している。地の国に属する傲慢な者も彼らの平和を求めている。そしてその平和を求めて戦うのである。したがってあらゆる戦争の目的は平和の確立である。

ただし「地の国に属する傲慢な者の平和」と、「神の国の平和」は異なる。アウグスティヌスは前者を「神の正しい平和を嫌って、自己の正しくない平和を愛する」と記している。

ともかく人間に関することがらや人間共通の本性について観察する者はだれでも、ちょうど喜びを欲しない者はひとりもないように、平和をもつことを欲しない者はひとりもないことをわたしとともに認めるであろう。勝利を得ることを願って戦争を欲する者でも、戦争によって光栄ある平和に至ることを望む。けだし勝利とは反抗する者たちの征服のほかの何であるのか。そしてこの事実が実現するとき、平和があるであろう。それゆえ、戦争がなされるのも平和への意図によってであり、それは指揮しかつ戦いながら好戦的な性格を発揮せんと努める者においてもしかりである。それゆえ、平和は戦争によって望まれる終極であることになる。というのも、すべての人は戦争をなすことによって平和を求めるが、しかしだれも平和であることによって戦争を求めはしないからである。つまり、自分たちが今あずかっている平和を乱すことを欲する者ですら、平和を憎むのではなく、平和が彼らの意向にかなうように変えられることを望むのである。そこで彼らは平和をもつことを欲しないのではなくて、よりよい平和をもつことを欲している。したがって、彼らはたとえ不和によって他の人々から離れるとしても、自分の共謀者や共犯者である種の平和を保たない限り意図するところを実現することはない。

それゆえ、盗人たちすら他の人々の平和はひどく脅かしながらも、わが身のために、仲間たちとは平和を保とうと欲するのである。(中略) 殺すことのできない者や自分のなすことを隠したい者とは、ある平和の幻影を保つのである。そして家の中では、彼は妻や子供たちやそのほか家にいる者たちがあれば彼らと、確かに平和であることを願う。なぜなら、彼はその命令に従う者たちを疑いもなく喜ぶからである。もし従わぬ者があれば、彼は怒ったり、どなりつけたり、罰したりする。そして彼の家に、必要があれば激怒してまでも平和を作り出す。平和はすなわち彼の家では、彼自身がそうである首長に同じ家族集団の中の他の者たちが服従しない限り、ありえぬことを彼は知っているからである。(中略) したがって、すべての人々は自分の意志に従って生きることを欲する者たちと平和を保つことを願う。つまり戦争の相手側をできることなら自分のものにして、その服属者たちに平和の法を課すことを欲するのである。(中略)

悪人たちでさえも彼らの平和のために戦い、そしてもし可能ならば、すべての人々を自分のもとに従えて、あらゆる人々やあらゆるものがただ一人に仕えるようにしたいのである。それはいかなる仕方によってか。それはすべての人々が愛からか、ないしは恐れから彼の平和に協同する仕方によってである。こうして高慢は神を不正に模倣する。つまりそれは神のもとで同僚と等しくあることを嫌い、神の代わりに自己の支配を同僚に課すことを欲する。それゆえ神の正しい平和を嫌って、自己の正しくない平和を愛するのである。しかし、どんな種類であっても平和を愛さないことは断じてできない。なぜなら、いかなる悪徳も本性の最後の痕跡すら消し去るほどに、本性に反するものではないからである。

それで不正なものよりも正しいものを、転倒したものよりも秩序あるものを選ぶことを知る者は、正しくない人々の平和を正しい人々の平和に比較するならば、それが平和とは呼ばれるべきではないことがわかる。²⁶

26 同書、pp. 347-349 (19巻12章)。下線、太字は筆者による。

いかなる残虐な戦争も、自分たちに都合の良い「平和」を求めて行われている。それは「神を不正に模倣」するものであり、神のごとくならんとする行為である。自分と対等である人々に対して、自分の支配を押し付けようとする行為である。このようにアウグスティヌスは、不正な戦争を「神の正しい平和」を拒絶し、自分の意志を絶対化する高慢な行為として記している。

b. 平和概念の三層構造

ここまでの議論をまとめると以下ようになる。アウグスティヌスが語る平和は3つのレベルに分けることができる。

第一に「神を不正に模倣する」高慢な者が求める平和である。これはあらゆる人々が自分に仕えるようなかたちで安定する自己中心的な平和である。

第二に、神の正しい平和である。愛であり公正である神の意志が実現されることを求める。これは究極的には終末の神の国においてのみ実現されるものであり、地においては完成されない。

そして第三に、より良い秩序としての平和である。先に引用したように（15巻4章）アウグスティヌスは「より義しい理由から戦ったものが勝利を収める時、その勝利が祝福されるべきものであり、かつ望ましい平和が訪れたということをだれが疑うであろう。これらは善であり、明らかに神の賜物である」と考えている。つまり、「完全に神の意志が実現している状態」か、「全くの悪」かという二元論ではなく、その間に「より善い」状態があり、それを見極める目が必要であると考えているのである。ただしその「より善い」状態であっても、地上の善のみを追求したり、天上の善を忘れていたりする時には、悪をもたらすと彼は明確に記している。そして神の正しい平和、終末的平和がよりよく反映されている平和が、より高く評価されるものである。

C. 正当な戦争：敵対者の不正義への対応

『神の国』19巻7章において、アウグスティヌスは「正当な戦争/正義の戦争 (*iusta bella*)」について語っている。戦争は決して望ましいものではなく、できる限り避けるべきものである。しかし「正当な戦争」を余儀なくさせるもの

があるという。それは敵対者の不正義（*iniquitas*）である。敵の不正義への対応であるから、論理的に正義となるといえよう。アウグスティヌスは、戦争の正当性を不義の是正という必要にのみ存在すると見ている。そして「正当な戦争」と呼ばれるものであっても、それは嘆かわしいものであり、悲惨（*miseria*）なものであるという。

戦争の禍いによる数多くのさまざまな損害や厄介な忌まわしい境遇について、もしもわたしがふさわしく語ろうと願うならば、とても適切に語ることはできないにせよ、わたしはその長い談話をどこで終えたらよいだろうか。

しかし人々は、知者は正しい戦争をなすだろうと言う。もし知者が自分は人間であることを思い起こすならばなおさらのこと、正しい戦争の必要性が生じるのを嘆きはしないかのようにである。けだし、もしも戦争が正しくないならば、それをなしてはならないし、そこで知者にとっては、いかなる正しからざる戦争も起こらないであろう。知者に正しい戦争をなすことを余儀なくするのは、敵対する側の不正義である。この不正義はたとい戦争の必要性を生じないにせよ、それは人間の不正義である限り、確かに人間にとっては嘆かわしいものである。それでこれほど重大でこれほど恐ろしく、またこれほど残酷な禍いを嘆きつつ考察する者はだれでも、それが悲惨であることを告白するがよい。だがそれを心の苦痛なしに耐えたり考えたりする者はすべて、みずからを幸福と思っているだけに、確かにいっそう悲惨である。その者は人間らしい感覚をも失ってしまっているからだ。²⁷

戦争は悲惨なものであり、正当な戦争であっても悲惨なものであるとアウグスティヌスは考えている。

D. 正当防衛（「自由意志論」）

『神の国』以外の、書簡にも目を配ってみよう。アウグスティヌスは「自由意志論（*De Libero Arbitrio*）」（全3巻）を記している。1巻は387から388年頃、

27 同書、p.342（19巻7章）。

ミラノで洗礼を受けた直後、ローマ滞在中に書かれた。2巻と3巻（391-5年頃）はヒッポに帰り司祭となった後に記した。これらはエヴォディウスとの対話として書かれている。エヴォディウスはアウグスティヌスと同じタガステの出身で友人である。彼はアウグスティヌスの少し前にキリスト者となり、官僚の職を辞して神に仕える道を選んだ。アウグスティヌスのミラノでの洗礼時にも共におり、アウグスティヌスの母モニカがオスティアで亡くなったときにもそこにいた。²⁸ エヴォディウスはその後、北アフリカのウザリス（Uzalis）の司教になっている。

この「自由意志論」は真剣なキリスト者の神学的対話である。その1巻5章で自己防衛について論じている。「法的に認められている殺人は神の前に罪になるのか？」これがここでの問いである。

アウグスティヌスとエヴォディウスは、「情欲/欲望」（*libido*）こそが非難されるべきであると考えた。エヴォディウスは「すべての悪行は、情欲（*lust* [*libido*])、すなわち『非難されるべき欲望』によってなされるという点以外に、悪である理由はないと〔アウグスティヌスと〕合意した」という。そしてその欲望とは「人が意志に反して失う可能性のあるものへの愛（*earum rerum amor, quas potest quisque invitatus amittere*）」であるという。²⁹ 財産を失いたくはないが失うことがある。死にたくはないが、命を失うことがある。その財産や快樂、命への執着、それを情欲/欲望と呼んでいる。

ここで犯罪者の合法的殺害（正当防衛）の問題が論じられる。「自分が殺されないために強盗を殺す権限を旅人に与える法律、あるいは襲撃者が暴力を振

28 アウグスティヌス『告白』II、山田晶訳（中央公論社、中公文庫、2014）、pp.180、203（9巻第8章、12章）。

エヴォディウスはローマ帝国の官僚機構のエリート職「皇帝の連絡官（*agens in rebus*）」を務めていたが、その職を辞して神に仕える道を選んだ。

29 Saint Augustine, *On Free Choice of the Will*, trans. Annina S. Benjamin and L.H. Hackstaff, *The Library of Liberal Arts*, (Indianapolis, IN: Bobbs-Merrill Educational Publishing, 1964), pp. 10-15. [] は筆者による。この項の引用はすべてこの箇所からなされている。

るう前に、可能であれば殺害する権利を男女に認める法律」がある。また「法は兵士に敵を殺すことさえ命じており、もし兵士が殺戮を控えれば、指揮官によって罰せられる」。

エヴォディウスはいう。

確かに、法が、支配する民衆に、より大きな悪を避けるために、より小さな悪を行うことを許容するなら、その法は批判から十分に免れると考える。他人の命を狙う者を殺すことは、自分の命を守ろうとする者が殺されるよりはるかに良い。(中略) 実際、敵を殺す際、兵士は法の代理人である。したがって、彼は情欲の痕跡なしに、ただ自らの義務を遂行しているだけである。さらに国民を守るために制定された法律自体を情欲の^{かど}廉で非難することはできない。

エヴォディウスは続ける。

しかし、法律に非難の余地がないとしても、法律が彼らに殺すことを強制しているのではなく、彼らの権限に委ねている場合、どうして彼ら〔殺す人々〕が無罪でありうるのか私には理解できない。彼らは、意志に反して失う可能性のあるもの、それゆえに愛すべきではないもののために、人を殺さない自由を持っている。(中略) 私はそのような侵略者を殺すことを許可する法律を非難しない。しかし、殺す人間をどう弁護してよいか分からない。

エヴォディウスは、人間の法では無罪であっても、神の法では有罪になりうると論じる。

しかし、すべての事象が神の摂理によって支配されているならば、彼らがより強力で極秘の法によって有罪とされないかどうか、私には分からない。軽蔑すべきもののために人間の血で汚れている彼らが、神の摂理の前でどうして罪がないと言えるだろうか。したがって、人々を統治するために書かれた法律はこれらの行為を許可するのが正しいとしても、神の摂理はそれらを罰するのだと私は考える。

アウグスティヌスは、それに同意するが、人間の法の有益さも見ている。

私はあなたがしたその区別を称賛し、認める。国家を統治するために作られ

た法律は、多くの譲歩をし、処罰しないままにしておく。しかし、それらはそれにもかかわらず神の摂理によって審かれる。そしてそれは正しいことである。法律がすべてを行わないからといって、法律が行うことが非難されるべきだということにはならない。

アウグスティヌスはこの区別を認め、「法がすべてのことを行わない（すべてを罰しない）からといって、法が非難されるべきではない」と考える。ここにアウグスティヌスの現実的性質が表れている。

そしてアウグスティヌスは、時代とともに変更され得る法を「時間的法（*lex temporalis*）」と呼ぶことを提案する。これは地上の法である。そしてこれを「最高の理性（*summa ratio*）」と呼ばれる永遠の法（*lex aeterna*）と区別する。「これは常に従われるべきものであり、それを通じて悪人は惨めな生活を、善人は幸福な生活を受けるに値し、またそれを通じて、私たちが先ほど時間的法と呼んだ法が正しく制定され、正しく変更される」ものである。そして「私たちの心に刻み込まれた永遠の法の概念を、できる限り一言で言えば、それは『すべてのものが最高度の秩序（*ordinatissima*）にあることが正当である法』」と語る。

まとめ

ここまでの議論をまとめておく。アウグスティヌスは、一時的で移ろいやすく、自分の意志に反して奪われ得るもの（財産、身体的な快楽、そして命など）を、永遠で確かなもの（知恵や徳など）よりも優先して愛することが、情欲/欲望（*libido*）の本質であるとしている。そしてそれが悪の根源である。これは正当防衛の是非を考える際にも判断基準となる。「自分の命」という「意志に反して失い得るもの」を守るために人を殺す行為（正当防衛）は、たとえ地上の法的には無罪でも、欲望に基づく行為であり得る。

地上の法（時間的法）は 社会秩序を守るためのものであり、正当防衛を罰しない（合法）。より大きな悪を止めるためにより小さな悪を行うことは許容される。アウグスティヌスはこの地上の法を有益なものとしている。

しかし永遠の法（神の法）がある。地上の法の基準を超えた神の永遠の基準

がある。それに照らす時、地上の法で認められたものであっても罪になり得るのである。自分の命を守るためであっても殺人には問題があり得る。失われる可能性のあるものへの執着、すなわち不当な欲望 (*libido*) に基づいている可能性があるためである。³⁰これは神の基準からすれば罪となり得る。これは当然、「正当な戦争」においても適用される基準となる。

E. 正当防衛と正しい戦争（「マニ教徒ファウストゥスへの反論」「ヘプタテウコス問題集」）

アウグスティヌスが「自由意志論」1巻の後に書いた「マニ教徒ファウストゥスへの反論 (*Contra Faustum Manichaeum*)」を見ておきたい。これは初期キリスト教教父の著作の中でも、マニ教論争における最も重要かつ大きなものの一つである (33巻)。アウグスティヌスがヒッポで司教を務めていた頃、397-400年頃に書かれた。

アウグスティヌスの母モニカは熱心なキリスト教徒であった。アウグスティヌスは19歳の頃、カルタゴでの学生時代、母の信仰を捨てて、キケロに惹かれ、哲学に惹かれ、マニ教に惹かれる。³¹ 母のような単純な人にはキリスト教でよいが、自分には物足りないと感じていた。

1. ファウストゥス

マニ教徒となったアウグスティヌスは29歳になっていた。ギリシア哲学や天文学を学んでいた。そして彼らの計算通りに太陽や月が動くことを確認しその理性の力に感嘆していた。一方、教祖マニは「太陽や月の運動についてでたらめを言って」いた。それに加えて、マニは、自分に従う者は神の聖霊に従うものだと信じ込ませようとした。³² こうした知識の誤りと権威の詐称の故に、ア

30 情欲については以下も参照せよ。アウグスティヌス、『告白』I、山田晶訳、p. 127 (3巻8章)。

31 同書、pp. 108-120 (3巻4-6章)。

32 同書、pp. 205-216 (5巻5章)。

ウグスティヌスはマニ教を疑うようになる。

そしてアウグスティヌスはマニ教の司教ファウストゥスに会う。マニ教の教師たちは、ファウストゥスが来ればすべての問題を解決してくれると語っており、アウグスティヌスは彼に会うのを楽しみにしていた。しかしファウストゥスは雄弁だったが、知識は不十分であった。よい人であり、自分の不十分さを知っていたという。この出会いを通して、アウグスティヌスのマニ教への熱は冷めていった。³³

2. 戦争の悪

「マニ教徒ファウストゥスへの反論」22巻で、アウグスティヌスは、戦争における「悪」の問題を論じている。これは、「汝殺すなかれ」という十戒の戒め的一方で、モーセやダビデの戦争が許されたということをつなぐ橋といってもよい。

マニ教は旧約聖書の神を野蛮で悪しきものと批判していた。ファウストゥスが、モーセがエジプト人から略奪したことを非難したのに対して、アウグスティヌスは「サタン、引き下がれ。あなたは神のことを思わず、人のことを思っている」(マルコ8:33)を引用する。そして人間的な行為に対するファウストゥスの不満は、神の裁可への敬意によって抑制されるべきであると論じている(73章)。

そして「戦争の悪」について論じている(74章)。

神の命令によって遂行された戦争において、彼〔モーセ〕が示したのは残忍さではなく服従であり、命令を下された神もまた、残酷さによってではなく、正当な応報として、すべての人にふさわしい報いを与え、警告を必要とする者たちに警告を与えられたのである。³⁴

33 同書、pp. 217-224 (5巻6章)。

34 Augustine of Hippo, "Reply to Faustus the Manichæan," in *St. Augustin: The Writings against the Manichæans and against the Donatists*, ed. Philip Schaff, trans. Richard Stothert, vol. 4, A Select Library of the Nicene and Post-Nicene Fathers of the Christian Church, First Series (Buffalo, NY: Christian Literature Company, 1887), pp. 300-301. 397-

そして問う。そもそも戦争の悪とは何なのか？

戦争における真の悪とは、暴力への愛、復讐心に満ちた残酷さ、激しく執念深い敵意、野蛮な抵抗、そして支配欲（権力への渴望）、およびこれに類するものである。そして、正当な権威を持つ神、あるいは地上の権威への服従において、善良な人々が戦争を行うのは、まさにこうした悪を罰するためであり（その罰を与えるために武力が必要とされる場合）、人間社会の運営において、自らこのように行動するか、あるいは他者にこのように行動させることが正しい行いとなるような状況に置かれた時なのである。

戦争において何が非難されるべきことなのか（*Quid est enim in bello culpandum?*）。それは、害することへの欲望/暴力への愛好（*nocendi cupiditas*）、復讐の残酷さ/復讐的な残虐性（*ulciscendi crudelitas*）、和解せざる敵意/激しく和解不能な敵意（*implacatus et implacabilis animus*）、反抗の野蛮さ/狂った抵抗（*feritas rebellandi*）、支配欲/権力への欲望（*libido dominandi*）。これらが不当な欲望（*libido*）であり、アウグスティヌスが考える戦争における悪の要素である。

まとめ

アウグスティヌスの正当防衛と戦争についてまとめると以下になる。正当防衛においても、戦争においても、そこに欲望（*libido*）がある限りそれは避けるべき行為となる。私人の正当防衛については、自分の命を守りたいという執着がある以上、そこから欲望を取り除くことは困難である。したがって、キリスト者としては避けるべき行為になる。

正当な戦争における兵士の行動については、「自由意志論」においても言及されていたが、兵士は欲望なしに義務を遂行し得る。動機が「平和の回復」や「悪の処罰」という公的な正義（秩序）であり、兵士がただその道具として従うならば、そこには欲望は存在せず、したがって、罪とはならない。

しかし、もし兵士が公的な命令に乗じて、個人的な「残虐性」や「略奪欲」

400年頃執筆されたと考えられている。この項および次項の引用はすべてこの箇所（73-5章）からなされている。〔 〕は筆者による。

を満たそうとするならば、それは欲望に基づく行為であり、罪となる。

3. 正当な戦争の要件

アウグスティヌスは、「マニ教徒ファウストゥスへの反論」22巻75章において正当な戦争について論じている。この箇所はしばしば正戦論の正当性の根拠として用いられる。以下に引用しておく。

人々が戦争を行う際、その原因と、それを行う権威が何であるかという点に、多くのことが懸かっている。人類の平和を希求する自然の秩序は、君主が必要と判断した場合に戦争を遂行する権限を持つこと、そして兵士たちが共同体の平和と安全のために軍務を遂行することを定めているからである。人間の傲慢さを叱責し、へりくだらせ、あるいは打ち砕こうとされる神への服従において戦争が行われる場合、それは正しい戦争であると認められなければならない。なぜなら、人間の欲望から生じる戦争でさえ、神の永遠の安寧を害することはできず、神の聖徒たちを傷つけることもできないからである。むしろ、忍耐の試練や霊の鍛錬、父なる神の懲らしめを受け入れることによって、彼らは害されるよりも益を受ける。上から与えられない限り、誰も彼らに対して何の権力も持ちえない。神によらない権威はなく、神は命じるか、あるいは許可されるかのいずれかだからである。したがって、正しき人が、たとえ不敬虔な王に仕えていたとしても、君主の命令によって戦うという国家における自らの地位に伴う義務を果たすことは可能である。ある場合には、彼が戦うべきであることが明らかに神の御心であり、また別の場合には、それが明白でないとしても、王の命令が不正であっても、兵士はその地位ゆえに服従が義務であるため、無実であり得る。そうであるならば、神の権威に基づいて戦争を行う者が咎められるはずがないことは、なおさらのことである。神に仕える者は誰でも、神が決して不正なことを要求されない方であることを知っているのだから。³⁵

35 同書。下線は筆者による。

またアウグスティヌスは晩年の419-420年頃「ヘプタテウコス（旧約七書問題集）」を書いている。これは旧約聖書の「モーセ五書（創世記、出エジプト記、レビ記、民数記、申命記）」にヨシュア記と士師記を加えた「七書」の難解な箇所解説である。注解書といってもよいが、注解書が聖書のテキストを冒頭から順に解説するのに対し、これは、理解が難しく説明が必要であるとアウグスティヌスが考えた箇所（問題）だけを選んで論じている。信徒や教職者の助けになるように、またマニ教への反駁と旧約聖書の擁護のために書かれている。ここで正当な戦争について記している。

この6巻「ヨシュア記」ではヌンの子ヨシュアの戦いについてその正当性を記している。

神がいかにして、伏兵（策略）を命じたか。

10. (8, 2) 神がヨシュアに語りかけ、背後に伏兵を、すなわち敵を待ち伏せするための兵士たちを配置するよう命じているという事実から、われわれは次のことを教えられる。すなわち、正しい戦争を遂行する者たちによってこうしたことがなされても、不正ではないということである。それゆえ、正しい人は、こうした事柄（戦争）において、正しい戦争を引き受けるということ以外には、とりわけ何も考えるべきではないのである。（ただしそれは）戦争をすることが許されている人の場合であるが。というのも、すべての人にそれが許されているわけではないからである。ひとたび正しい戦争に着手したならば、公然たる戦闘によって勝とうと、待ち伏せ（策略）によって勝とうと、正義の観点からは何ら違いはない。さて、正しい戦争とは通常、不正への報復を行うための戦争と定義される。すなわち、戦争によって攻められるべき民族や国家が、味方の者たちによってなされた悪事の処罰を怠ったり、あるいは不当に奪い去ったものを返還することを怠ったりした場合である。しかし、神が命じられるこの種の戦争もまた疑いなく正しいものである。神には不義がなく、誰に対して何がなされるべきかを（神は）ご存じだからである。

このような戦争においては、軍隊の指導者や民衆自身を、戦争の主体（創始

者)としてではなく、むしろ裁きの執行者としてみなすべきである。³⁶

4. まとめ

ここまでの議論をまとめておこう。アウグスティヌスが、戦争は常に悲惨なものであると考えていることは明らかである。アウグスティヌスは、いくつかの条件を満たせば戦争をしてよい、とは考えていない。罪のゆえに地においては戦争が避けられない。しかし罪と認められない戦争がある。戦いが正当なもの、罪でないものと認められるためにはいくつかの条件があると考えている。

アウグスティヌスは人間的欲望 (*libido*) によるものを退ける。正当防衛や戦争においても欲望は避けられなければならない。そして欲望によらない戦争があると考えている。それが正当な戦争である。

第一に、正当な戦争は、「明らかに神の御心」である戦争である。それは「神への服従において」行われる戦争である。神が命じられる戦いがあり得る。それは神への服従、神の「裁きの執行者」としての戦いとなる。兵士も王も罪には定められない。

第二に、アウグスティヌスは戦争が正しいものであるためには正しい原因が必要であるという。正しい戦争とは通常は「不正 (複数形) を罰する (*ulciscuntur iniurias*)」戦争であると記している。不当に奪われたものを取り返すために、また不当な行為が放置されている状態を是正するために行われるという。領土拡大などではなく不正への対応が正当な理由である。

第三に、戦争が正当なものであるためには、正当な権威によるものでなければならない。究極的な権威は神にあるが、地上の権威は君主にある。神によらない権威はない。神は「命じるか、あるいは許可されるか」のどちらかである。人類の平和を求める (べき) 君主の判断は尊重されるべきである。

36 Sant' Agostino, Questionum in Heptateuchum Libri Septim, LIBER SEXTUS QUAESTIONES IN *IESUM NAVE* (Augustinus, Quaestionum in Heptateuchum libri septem).『ヘブタテウコス問題集』全7巻、第6巻「ヨシュア記」についての諸問題(6巻10節)下線は筆者による。

https://www.augustinus.it/latino/questioni_ettateuco/index2.htm

第四に、兵士の戦争への参加は罪とされない。王の命令が不正である場合がある。しかし兵士には服従が求められる。そのため兵士には罪がない。王は誤った欲望のために神に審かれるかもしれないが、欲望なき兵士の従順な参戦に罪は認められない。兵士が気をつけなければならないのは、自らの心の内に欲望がないということである。アウグスティヌスは、戦争を単なる暴力行為と試みているのではなく、神によって立てられた権威/秩序への服従という視点で捉えている。

そして、たとえ欲望から生じた戦争であっても、神の懲らしめを受け入れるなら、その過ちは、試練、鍛錬として機能し得るという。

さて、兵士は自らの心の内に欲望がないということに気をつけなければならない、と記した。欲望による行為は、それがたとえ正当な戦争の中であっても、神の前に罪となるからである。しかし現実には、戦争では、殺人、レイプ、窃盗、略奪、謀略、虚言等、ありとあらゆる悪が起こることをわれわれは知っている。それはウクライナ戦争で、特にブチャの虐殺（2022.2-3）で起こったことは記憶に新しい。それが起こらなかった戦争があるだろうか。

F. 軍役は神に認められ得る（「マニ教徒ファウストゥスへの反論」「ボニファティウス伯への手紙」）

アウグスティヌスは軍務は神に認められ得ると記している。「マニ教徒ファウストゥスへの反論」（397-400年頃）では、洗礼者ヨハネのもとに悔い改めの洗礼を受けに来た兵士たちへの言及がある。

そうでなければ、洗礼を受けに来た兵士たちが「この私たちはどうすればよいのですか」と尋ねた際、ヨハネはこう答えたはずである。「武器を捨てよ、軍務を退け、決して誰も打たず、傷つけず、誰をも不能にしてはならない」と。しかし、戦いにおけるそのような行為は人殺しではなく、法によって認められたものであり、兵士たちが私怨を晴らしているのではなく、公共の安全を守っていることを知っていたため、彼はこう答えた。「誰からも金を

ゆすったり、だまし取ったりするな。自分の給料で満足せよ」〔ルカ 3:14〕。マニ教徒たちはヨハネを悪く言う癖があるが、それなら主イエス・キリスト御自身が、ヨハネが兵士たちに満足せよと言ったその給料のために、カエサルに金銭を支払うよう命じておられるのを聞くがよい。「皇帝のものは皇帝に返しなさい」と主は仰せられる。貢税とは、戦争のために兵士に給料を支払う目的で納められるものだからである。また、「私も権威の下にある人間ですが、私の下には兵隊がおり、一人に『行け』と言えば行きますし、他の一人に『来い』と言えば来ます。また、僕に『これをしろ』と言えば、そのとおりにします」〔マタイ 8:9〕と言った百人隊長の場合も同様である。キリストは彼の信仰を正当に称賛され、軍務を離れるようには命じられなかった。

アウグスティヌスは、418年に「ボニファティウス伯への手紙」(書簡189)を記している。ボニファティウス伯 (Comes Bonifatius, d. 432) は、北アフリカの総督(アフリカ伯)を務めた軍人である。アウグスティヌスと親しい関係にあったボニファティウスは、妻を亡くした時、軍務を捨てて修道生活を選ぶことも考えていた人物である(書簡220)。³⁷アウグスティヌスは、蛮族の脅威から人々を守るためにボニファティウスの武力と地位が必要であるとして、キリスト者の軍人として生きる道を示している。軍務が神に認められ得るものであり、戦争も平和をもたらすためであるなら神の御心に適うと論じている。

「現役軍務に就いている者が神を喜ばせることは不可能だ、などと考えるはならない。」ダビデも軍人であったし、主に称賛された百人隊長もいた。ただ「あなたの願いの目的は平和であるべきであり、戦争は必要に迫られた場合

37 Saint Augustine, "Letter CCXX (220). (a.d. 427.) To My Lord Boniface, [2963] My Son Commended to the Guardianship and Guidance of Divine Mercy, for Present and Eternal Salvation, Augustin Sends Greeting," *The Complete Works of Saint Augustine: The Confessions, On Grace and Free Will, The City of God, On Christian Doctrine, Expositions on the Book Of Psalms*, (English Edition). Kindle Edition. (位置No. 49731/194222). しかしこの書簡(220)では、ボニファティウスのその後の歩みが、キリスト者として不十分であるとして、アウグスティヌスは厳しく指導している。

にのみ行われるべき」である。「戦争が行われるのは、神がそれによって人々を必要（苦難）から救い、平和のうちに保たれるためである。」「戦争は平和を得るために行われる。」したがって、「戦争を行う際においてさえ、平和を作る者の精神を大切にしなければならない。あなたが攻撃する者たちを征服することによって、彼らを平和の恵みへと導くためである。」そしてマタイ5章9節の主の言葉を引用している。「平和を造る人々は、幸いであるその人たちは神の子と呼ばれる。」

またこの手紙では戦争における殺人のあるべき姿についても言及している。「敵を殺すのは、あなたの意志ではなく、必要性によってでなければならない。反抗し抵抗する者に対しては力が用いられるが、打ち負かされた者や捕虜に対しては、特に将来において平和を乱す恐れがない場合には、憐れみが示されるべきである。」³⁸

アウグスティヌスが亡くなる430年、ヴァンダル族によるヒッポ包囲戦において、城内で防衛指揮を執っていたのはボニファティウスであった。

G. 戦争における愛「マルケリヌスへの手紙」

フラヴィウス・マルケリヌスについては既に触れた。アウグスティヌスの友人であり、政治家、軍人であったキリスト者である。アウグスティヌスは412年に「マルケリヌスへの手紙」（書簡138）を書いている。その2章14節で戦争における愛について記されている。

「悪に対して悪をもって報いることを禁じる慈愛（*benevolentia*）³⁹は、常に意志の中に蓄えられていなければならない。しかし、相手の意志に反してでも、その人の利益を考慮しなければならない人々に対しては、ある種の『慈悲

38 Saint Augustine, *The Complete Works of St. Augustine: Cross-linked to the Bible and with in-line footnotes* (English Edition) (p. 1685). Kindle Edition.

39 心のうちにある善き意志としての愛を指す。“haec benevolentia ne reddatur malum pro malo, semper in voluntate retinenda est.”（悪に対して悪をもって報いることを禁じるこの慈愛は、常に意志の中に保たれていなければならない。）

深い厳格さ (*benigna asperitas*)』⁴⁰をもって是正を行うために、多くのことをなさねばならない。キリスト教の聖書は、公職者のこの徳（厳格さ）を極めて明確に称賛している。」

アウグスティヌスは、息子を矯正するときに本人が嫌がり苦痛を感じることをなさねばならないことがあるが、それによって父の愛が損なわれることはないという。そしてその原則を国家に適用している。

「その矯正において、本人が嫌がり苦痛を感じるようなことがなされたとしても、それは『痛みによって癒やす』ために必要であると考えられている。もし国家がこのキリスト教の教えを遵守するならば、仮に戦争が行われたとしても、それは『慈悲深い意図』をもって遂行されることになる。そして、敵対した国々を制圧した後は、敬虔と正義に基づいた相互の絆の中で、平和を享受するための配慮がより容易になされるようになるはずである。』⁴¹

アウグスティヌスの戦争理解においては愛という動機が存在が大きい。戦いがやむを得ず正当化される場合、隣人に対する愛と、敵に対する愛が必要であると考えた。

アウグスティヌスは、欲望による自己防衛のために戦うことは避けるべきとしたが、弱き隣人が悪しき侵略者に不当に攻撃されているのを見過ごすことは愛に反すると考えた。慈愛 (*caritas*) をもって隣人を助ける必要があると考えた。

また敵に悪を行わせないということも重要であると考えた。悪を行い続けることによって本人（たち）が滅びることになるからである。武力を用いて敵の悪行を止めるということは「慈悲深い厳格さ (*benigna asperitas*)」である。苦渋の選択の行為であり、奪うためではなく、生かすため、矯正するための慈愛であるという。

40 “Benigna asperitas”は、親切/慈悲深い荒々しさ/厳しさを意味する。

41 Saint Augustine, *The Complete Works of Saint Augustine: The Confessions, On Grace and Free Will, The City of God, On Christian Doctrine, Expositions on the Book Of Psalms, ... Active Table of Contents*, (English Edition), Kindle Edition. Chapter II, 14. (位置No. 1234/194222)

この思想は、悪意がなく、愛を動機とするならば、武力行使は正当化されるという論理の根拠としても用いられることになる。

H. 秩序としての地の平和

戦争の目的は平和である。アウグスティヌスは『神の国』19巻13章において、「より善い状態」を「秩序の静けさ/秩序の静穏/安寧 (*tranquillitas ordinis*)」と呼んでいる。⁴²

したがって、身体の平和はその部分の秩序ある調和である。非理性的な魂の平和は欲求の秩序ある静けさである。理性的な魂の平和は知識と好意との秩序ある一致である。身体と魂との平和は生物の秩序ある安全である。人間と神との平和は永遠法のもとでの信仰における秩序ある服従である。人間の平和は秩序ある和合である。家の平和は家族の中での命令する者と服従する者との秩序ある和合である。天上の国の平和は神を享受する者と神において相互を享受する者との、もっとも秩序ありもっとも和合した静けさである。すべてのものの平和は秩序の静けさである。そして秩序とは、等しいものと等しくないものとおのおのその場を配分する配置である。⁴³

アウグスティヌスによれば、地上における平和、すなわち「秩序の静穏」は、本質的に暫定的かつ不完全なものである。しかし、それを「天の平和」へと向かう途上において、地上の秩序を維持するために尊重されるべきプロセスであると彼は捉えた。

この理解は、すべての存在を「神の視点」から一律に罪の中に置くカール・バルト (Karl Barth, 1886-1968) 的な捉え方 (神の絶対的な否 [Nein]) とは一線を画すものである。アウグスティヌスのアプローチは、すべてを等しく罪のうちに退けるのではなく、相対的な差異の中にある「より善きもの」と「より悪しきもの」を峻別することを可能にする。

42 *Tranquillitas*とは静けさ、平穏、落ち着き、安寧であり、*ordinis* (オルディニス) とは秩序 (*ordo*) の genitive (所有/第二格) である。

43 アウグスティヌス『神の国 (下)』、pp. 350-1 (19巻13章)。下線は筆者による。

これを比喩的に述べるならば、平地に留まるかエベレスト（究極的な善）を目指すかという二者択一ではなく、その中間に存在する多様な丘陵や山岳（相対的な善）を適切に評価し、（たとえば高尾山や浅間山を比較検討し、そこに登るための具体的な備えをなすような）漸進的な思考であるといえる。この文脈において、正当な戦争の役割とは、乱された秩序/不義（*iniquitas*）を正し、本来あるべき「秩序ある静穏」を回復させるための手段として位置づけられる。

1. シャロームと秩序の静穏

旧約聖書における「シャローム（*שָׁלוֹם*）」は、新約聖書ではエイレーネー（*εἰρήνη*）と訳されたが、聖書の中では同じ内容を持つ。それは非常に豊かな内容を含む。単なる戦争や紛争の欠如ではなく、神との関係を土台として、人と人、人と自然があるべき正しい関係にあることを指す。健康、経済、文化のいずれもが豊かに満たされ発展している状態を意味する。⁴⁴

アウグスティヌスが『神の国』19巻第13章で論じている平和も万物がその本性に従って適切に配置されている状態（*ordo*）を意味する（関係性の調和）。アウグスティヌスが求めた「秩序が保たれることで得られる魂と共同体の静穏」は、シャロームと重なる。

しかしながら、アウグスティヌスは地上の平和（*pax terrena*）と天上の平和（*pax caelestis*）を明確に区別している。地上の「秩序の静けさ（*tranquillitas ordinis*）」は不完全であり罪の影響下にあるため一時的なものである。それに対して天上の平和は「神を享受する者と神において相互を享受する者との、もっとも秩序ありもっとも和合した静けさである（*ordinatissima et concordissima societas*）」という。地上の静けさ/秩序が常に不完全であるのに対して、天上の平和は完成された秩序である。

地上での平和維持や正当な秩序のための正当な戦いは、究極の神の国におけ

44 藤原淳賀他編著、『地球社会共生のためのシャローム』（ミネルヴァ書房、2020）1章「シャロームについて」を参照。

るシャロームへと向かうための、暫定的な「より善い状態」の模索である。

では「正当な戦争」の正当性は誰がどのようにして判断することができるのか。これが問われなければならない。本稿でこの問題を深く扱う余裕はないが、社会倫理的判断の相対性という方向を提示しておきたい。

カール・バルトは平和主義に非常に近いが、『教会教義学』の和解論で平和主義を名指して批判している。バルトは、神の主権のゆえに、神がそう命じられる「限界状況（Grenzfall）」においては戦う必要があるということを論じた。ジョン・H・ヨーダー（John H. Yoder, 1927-1997）は、バーゼル大学でのバルトのセミナーに頻繁に出席していた大学院生であった。ヨーダーはバルトを厳しく批判して平和主義を主張した。しかしそのヨーダーも次のように記している。ルター派の教会では戦争で人を殺すことは罪ではない。しかしメノナイト教会ではそれが罪となる、と。⁴⁵ ユーダーは決して相対主義者ではなかったが、そこにはキリスト教社会倫理におけるある種の相対的性格と、自らが属する信仰共同体の一員として生きるというコミットメントの重要性を見ることができ。キリスト教社会倫理は、H・リチャード・ニーバーが『キリストと文化』で語ったように、絶対的な「決定版」といえるような結論に至ったことはなく、絶対的啓示と相対的文化の中で、そしてその時代の中で葛藤しながら、神の前に自ら応答して生きていくものである。したがって、自らの立場を絶対化することはできない（神中心相対主義）。

結論

初期キリスト教は、暴力や戦争に対する立場を「絶対平和主義」「非暴力主義」として教義的に主張してはいなかった。しかしキリストに従って生きると

45 Atsuyoshi Fujiwara, *Theology of Culture in a Japanese Context: A Believers' Church Perspective*, (Eugene, OR: Pickwick Publication, 2012), pp. 110-130. John H. Yoder, *Royal Priesthood, The Royal Priesthood: Essays Ecclesiological and Ecumenical*, ed. Michael G. Cartwright, (Grand Rapids, MI: Eerdmans, 1994), p. 337.

き、暴力を用いることや人を殺すことはすべきでないと考える強い傾向があった。この傾向は2世紀後半から3世紀後半にかけて緩やかになる。キリスト者の数が増え4世紀にはローマ皇帝の公定宗教になっていく。ローマ帝国には、当然のことであるが、軍隊があった。4世紀後半のゲルマン人による侵略が起こり、戦闘は激化していく。

アウグスティヌスは、その現実の中で司牧者として人々を支え、神学者として思索した。彼は、現実の国家統治および社会秩序の維持という文脈の中にキリスト教倫理を位置づけ直した思想家である。ここに、キリスト教思想の「現実主義的転換」が生じたといつてよい。

しかしこの転換は、戦争を無条件に肯定するものではない。むしろアウグスティヌスは、戦争に対して厳格な制約を課した思想家であった。彼にとって戦争とは、人間の罪に起因する現実であり、戦争の正当性は不義の是正ということのためにのみ認められる。たとえ正当な戦いと認められる場合であっても、それは嘆かわしいものであり、悲惨 (*miseria*) な必要悪 (*necessarium malum*) に過ぎない。アウグスティヌスは、戦争を道徳的に正当化することよりも、その不可避性と悲劇性を鋭く洞察していた。

この意味において、アウグスティヌスの戦争理解の核心は、キリスト教的隣人愛の倫理と、墮落した世界における社会秩序の維持という現実的要請とを、緊張関係の中で調停しようとした点にある。われわれはアウグスティヌス思想のこの二重性——理想と現実、愛と権力のあいだの緊張——を的確に捉える必要がある。

今日しばしば正戦論の三要素として、(i) 正当な権威 (*auctoritas principis*)、(ii) 正しい原因 (*causa iusta*)、(iii) 正しい意図 (*intentio recta*) が語られる。そしてアウグスティヌスの名が挙げられる。しかしここまで見てきたように、アウグスティヌス自身が体系的に三要素を挙げているわけではない。彼は、現実の状況の中で司牧、思索しながら、戦争が悪にならず、社会に秩序をもたらすには何が必要かを苦闘しながら考えていたのである。そこには苦渋と繊細さとダイナミックな息吹が感じられる。罪、暴力、戦争という窮境のなかで、現

実的対応とキリスト教的愛を両手に持って生きていたのである。

アウグスティヌスは正戦論の重要な源流ではあるが、この三要素を最初に体系化したのはトマス・アクィナスである。それはアウグスティヌスの忠実な継承というよりも、アウグスティヌスを用いつつ独自の体系化を行ったトマス自身の正戦論の形成である。それはアウグスティヌスの苦渋に満ちた思想を、判定可能な要件として定式化したものといつてよい。⁴⁶

アウグスティヌスは内面的欲望 (*libido*) を重要な要素と考えていたが、トマスは君主の権威、正当な原因、正しい意図という三要素として客観的に構造化した。アウグスティヌスは、地上の平和は秩序の静穏であり、常に不完全なものであることを強調していた。戦いを、より大きな悪を防ぐための死に瀕した勝利とみていた。このダイナミックさがトマスにおいては希薄化している。トマスは、アリストテレス的共通善や自然法の枠組みの中で、戦争を道徳神学の一部として論理的に位置づけた。ここで戦争論は、良心の葛藤から共同体的、法的議論へとシフトしていく。それは、戦いの現実の中で「いかに生きるか」という実存的な問いを、スコラ的な「何が正しいか」という問いへと作り変えたといえよう。それは明快で、おそらく使いやすいものとなったが、そこではアウグスティヌスが持っていた実存的な体温は感じられない。

本稿は、青山学院大学総合研究所における共同研究「キリスト教大学と平和構築」(2025-2028) を念頭において執筆されたものである。このテーマに関連して考える時、アウグスティヌスの戦争理解は、より実践的な意味を持つことになる。「秩序の静けさ (*tranquillitas ordinis*)」を単なる「現状維持」ではなく、不完全ではあるが地上における「シャロームの実現」と捉えることで、教育や外交を通じて積極的に「正しい秩序」を形成していく正当性が与えられ

46 トマス・アクィナス『神学大全』17第II-2部 第34問題-56問題、大鹿一正、大森正樹、小沢孝訳（講談社、2021）、pp. 78-83（第II-2部 第40問題）(Kindle版)。以下も参照せよ。Paul Ramsey, "The Just War According to St Augustine," in *Just War Theory*, ed. Jean Bethke Elshtain, (New York, NY: New York University Press, 1992), pp. 19-20.

る。

近隣諸国における紛争勃発など、秩序が破壊される危機を想定し、キリスト教大学、またキリスト教会は、具体的な備えをなす必要がある。いかにして「シャロームの断片」としての秩序を守り抜くか。この問いは、アウグスティヌスが『神の国』を執筆した当時のローマ帝国の混乱期とも深く響き合う。「秩序の静けさ」を「地上におけるシャロームの最善の具現化」と捉える視座は、アウグスティヌスの平和論を現代の平和構築の文脈へと接続し、再解釈するための重要な補助線となるであろう。